

平成 2 8 年 9 月 2 1 日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

清水町議会総務文教常任委員会
委員長 高 橋 政 悦

所 管 事 務 調 査 に つ い て

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項 ふるさと納税について

2 調査期日 平成 2 8 年 8 月 2 2 日

3 調査の結果

(1) 地方創生応援税制について

ふるさと納税という制度が定着化してきた中において、新たに地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が本年4月よりスタートしたが、当町におけるこれまでの取り組みと、この制度を生かしたまちづくりを今後どのように展開していこうと考えているか調査を行った。

まず、新たに創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、自治体が事業を企画立案した上で、企業に寄附の打診をし、その計画の認定を内閣府に求め、認定されてはじめて事業の実施と事

業費が確定し、そこで寄附の払込みができるといった自治体提案型の流れとなっている。現実的には提携してもらえる企業があることが前提であり、無い限りはこの制度の活用は難しさを感じる。

しかし、多くの自治体が尻込みすると思われる制度ではあるが、企業に地方創生に資する事業を提案し寄附をお願いしながらそれをまちづくりに生かすことは、今後の地方活性化の一つの方向性であるとも感じられる。企画と共に発信性が求められるこの制度に、今後取り組む姿勢は必要と考える。

（２）現状のふるさと納税の取り組みについて

本制度の問題として語られる部分として、税金の納税の仕方とその考え方には様々な議論が多くあるのは周知のとおりだが、基本に立ち戻り全国から清水町に対して応援したい・貢献したいと思っていただけるように町全体で努力することは、町の発展につながることである。

本町のふるさと納税の取り組みの説明を受けて感じることは、全体を通じて、本町が取り組む経済・産業・教育・観光・移住等の施策との関連性が感じ取れない。どの分野も共通意識を持った取り組みではなく、単発的な取り組みの一つとして見えてしまう。

ふるさと納税はまちづくりの手段の一つであって、その先を考えながら運営しなければ、単なるネットショッピングのサイトと化してしまう危険性を持つことを今一度認識し考えていただきたい。

本制度は、寄附額の約６割が町内特産品の返礼品とその送付経費としてかかり、残りの約４割が町の財源として残るというのが、実際の動きであるが、そのほとんどが清水町に還流されることを意識した上で、単なる窓口ではなく政策的な運用を担当課に限らず全庁横断的に検討の上、今後取り組んでいただけることを強く望むものである。